

## 社会福祉法人明和会役員の費用弁償支給規則

(目 的)

第1条 この規則は社会福祉法人明和会の理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）等に対する費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員が公務のため出張したときの費用弁償は、別表1によるものとし、支給の方法については「職員の旅費に関する規程」を準用する。

2. 理事会、監事会及び評議員会が開催されたときに出席した役員に対しては、交通費として3,000円を支給する。

附則 この規則は平成12年4月1日より施行する。

附則 この規則は平成24年4月1日より施行する。

(第2条 給料等支給規則を職員の旅費に関する規程に変更)

附則 この規則は平成29年6月26日より施行する。

別表1 費用弁償

鉄道賃	船賃	車賃	日当	宿泊料
グリーン車	一般運賃	実費	2,200円	13,000円